

国立大学法人東京農工大学研究データポリシー

令和6年3月18日
役員会決定

東京農工大学(以下「本学」という。)は、「東京農工大学憲章」において、20世紀の社会と科学技術が顕在化させた「持続発展可能な社会の実現」に向けた課題を正面から受け止め、農学、工学およびその融合領域における自由な発想に基づく教育研究を通して、世界の平和と社会や自然環境と調和した科学技術の進展に貢献するとともに、課題解決とその実現を担う人材の育成と知の創造に邁進することを基本理念として掲げている。

この基本理念を実現させ、研究データを適切に管理・公開するとともに利活用を促進するため、本学における研究データポリシー(以下「ポリシー」という。)を以下のとおり定める。

(研究データの定義)

1. 本ポリシーにおける「研究データ」とは、本学の研究活動の過程において収集又は生成されたあらゆる情報を指し、デジタル・非デジタルを問わない。

(研究者の範囲)

2. 本ポリシーにおける「研究者」とは、本学に雇用されて研究活動に従事している者をいう。ただし、本学と雇用関係のない者(学生含む)についても本学において研究活動をしている場合は、これを含める。

(研究データの管理)

3. 研究データは原則として、それを収集または生成した者が権利を有し、管理する責務を負う。ただし、法令および本学の規程その他これに準ずるものの範囲内ならびに他の者の権利および法的利益を害さないものとする。

(研究者の役割と責務)

4. 研究者は研究分野の特性等を考慮の上、前項に掲げる範囲内において、研究データを適切に保存・管理し、利活用を促進する。公的資金による研究については、資金提供機関からの義務付け等方針についても留意の上、可能な場合は研究者の判断に基づき研究データを公開する。

(大学の役割と責務)

5. 本学は、研究データの管理、公開及び利活用を支援する環境を整備する。

(その他)

6. 社会情勢等の学術を巡る状況の変化に応じて、本ポリシーの見直しを行うものとする。